

平成17年度政策評価書(事後評価)

政策分野：政府広報・広聴活動

1 政策名	政府施策の企画立案等に資するための適切な世論調査の実施及び国政モニター制度の運営（世論の調査）				
2 担当部局	大臣官房政府広報室 (室長：谷口隆司)				
3 評価方式	実績評価方式				
4 政策の目的及び17年度の目標	<p>世論調査の実施により、国民の基本的な意識やその動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。</p> <p><達成目標></p> <table border="1"> <tr> <td>達成目標1</td> <td>世論調査の実施により、国民の基本的な意識やその動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、政府施策の企画立案等に資する。</td> </tr> <tr> <td>達成目標2</td> <td>国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。</td> </tr> </table> <p>(注)達成目標については、いずれも政策の目的そのものであることから上記のように設定した。</p> <p><測定指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省の世論調査結果の利活用の実績・予定 ・ 各府省からの世論調査の要望実績 ・ 世論調査の回収率（全世論調査の単純平均） ・ 国政モニター（随時報告）の報告件数及び関係府省への配布件数（重複分も含む） ・ 国政モニター（課題報告）の報告件数（＝関係府省への配布件数） ・ 特別世論調査の回数等実施状況 <p><参考指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世論調査ホームページのアクセス件数（ページビュー） ・ 報告書の配布・貸出件数 ・ 国政モニターホームページのアクセス件数（ページビュー） ・ 各府省の課題報告結果の利活用の状況 <p>(考慮すべき外部要因)</p> <p>プライバシーに対する意識の高まり等による調査環境の変化</p>	達成目標1	世論調査の実施により、国民の基本的な意識やその動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、政府施策の企画立案等に資する。	達成目標2	国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。
達成目標1	世論調査の実施により、国民の基本的な意識やその動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、政府施策の企画立案等に資する。				
達成目標2	国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。				
5 政策の概要	<p>世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一</p>				

般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資する。

< 政策に含まれる事業(政策手段) >

- (1) 世論調査の実施
- (2) 国政モニター制度の運営

6 政策の背景及び必要性等

(1) 背景

今日、我が国は、少子高齢化、グローバル化、情報化の進展といった、経済・社会を取り巻く急激な環境変化に直面しており、国民の価値観の多様化も一段と進んでいる。

こうした中で、国民や社会のニーズを反映した政策を行うためには、国民の意識やその変化を適時的確に把握することが、以前にも増して重要となっている。

また、行政の透明性や国民に対する説明責任が強く求められるようになってきている中で、個々の政策効果についての事前・事後の評価においても、世論の調査は欠くことのできない重要な基礎情報の1つとなっている。

(2) 必要性及び優先性

世論調査及び国政モニター制度は、国民や社会のニーズを反映した政策を行うために、これらを把握する広聴活動として必要な政策である。

また、政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するにあたり、国民世論の動向を把握することは、政策を実施する主体として政府自ら行うべき不可欠な活動である。

7 事業別予算額 (単位：百万円)

事業項目名	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
世論調査諸費 (啓発広報費)	227	227	227
政府広報一般事務費 (モニター)	22	22	22
計	249	249	249

注) 世論調査諸費は、平成 16 年度までは「世論調査委託費」である。

8 政策に含まれる事業(政策手段)と評価等

(1) 世論調査の実施

< 関連する達成目標 >

達成目標 1 「世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、政府施策の企画立案等に資する。」

< 関連する測定指標 >

- ・ 各府省の世論調査結果の利活用の実績・予定
- ・ 各府省からの世論調査の要望実績
- ・ 世論調査の回収率 (全世論調査の単純平均)
- ・ 特別世論調査の回数等実施状況

< 関連する参考指標 >

- ・ 世論調査ホームページのアクセス件数（ページビュー）
- ・ 報告書の配布・貸出件数

事業(政策手段)の内容

原則として、全国の20歳以上の者から、層化2段無作為抽出法(注)により選定した3,000人(調査によっては5,000人もしくは10,000人)を対象として、調査員による訪問面接法により、世論調査を実施する。

世論調査の調査テーマについては、各府省等から要望のあるものについて、関連する政策の重要性や具体的利活用の予定等を考慮して選定する。

なお、特に早期に世論を把握することを目的として、平成16年度より特別世論調査を開始している。特別世論調査は、通常の世界調査に内閣及び内閣府の重要施策等に関する質問を数問附帯して実施するもので、通常の世界調査の実施直前に調査事項を決定し、通常の世界調査と分離して主要結果のみを先に集計することにより、企画から公表までの期間を1か月程度まで短縮したものである。(通常の世界調査は約4～5か月。)

(注) 層化2段無作為抽出法 ... 全国を地域特性に応じていくつかのブロックに分類し(層化)、各層から人口に応じて調査地点を無作為に抽出し(第1段)当該地点の住民基本台帳を利用して一定数の調査対象者を無作為に抽出する(第2段)方法。

事業(政策手段)の評価(有効性及び効率性等)

< 必要性及び優先性 >

1) 世論調査の必要性

政府が国民や社会のニーズを反映した政策を企画立案するにあたり、調査により国民世論の動向を把握することは、政策を実施する主体として政府自ら行うべき不可欠な活動である。

平成17年度の世界調査実施件数は13件であるが、実際に各府省から実施件数のおよそ倍にあたる23件の実施要望があったところであり、世論調査に対する行政機関のニーズは高く、各行政機関においても世論を把握する必要性を十分認識しているものである。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
要望件数	23件	25件	20件
実施件数	13件	13件	13件

(出所) 内閣府にて集計

2) 特別世論調査の必要性

通常の世界調査は、1)のとおり政策の企画立案にあたって必要不可欠なものである。しかしながら、調査の企画から公表までに4～5か月程度を要するため、重要施策等の企画・立案に際して、調査を機動的に実施し施策に活かすことが困難なことから、通常の世界調査に加え、特に近年、国民の意識を早期に把握する世論調査が求められてきた。

平成16年度から開始した特別世論調査は、質問を重点事項に絞りこむこと等によって企画から

公表までを1か月程度にまで短縮したものであり、この必要性に対応するものである。

なお、平成17年度の特別世論調査の実施件数は8件であるが、実際に内閣及び内閣府の各部局から実施件数の倍にあたる16件の実施要望があったところであり、各部局における世論を機動的に把握する特別世論調査の必要性は高い。

	平成16年度	平成17年度
要望件数	16件	16件
実施件数	11件	8件

(出所)内閣府にて集計

3) 一般の利活用

世論調査は、後述するとおり、ホームページへの掲載や報告書の一般配布などを通じて、個人や事業者などにも広く利活用されており、行政目的に限らず、公共財としてのニーズも高い。

<有効性>

1) 各府省の世論調査結果の利活用実績と利活用予定

各府省からの要望に基づき実施した世論調査の結果は、各府省においてそれぞれの政策の企画立案作業や広報活動等の基礎資料として利活用されている。平成17年度に実施した世論調査の利活用の実績・予定は、資料1のとおりとなっており、広聴活動として有効に機能している。

2) 世論調査の回収率

標本数に占める有効回収数の割合で示される回収率は、調査結果の信頼性を示す1つの指標であり、その水準を適正に保つ必要がある。例えば、「社会調査ハンドブック」(鮑戸弘著、日本経済新聞社) においては、母集団全体の意見の分布を推定するためには回収率は7割以上確保されていることが望ましいとされている。政府広報室では、入札仕様書の中で回収率70%の確保を受託会社の努力規定として設けてきたところである。

しかしながら、近年のプライバシー意識や防犯意識の高まり、共働きや単身世帯などの昼間不在世帯やオートロックマンションの増加等から、調査の実施環境は悪化の一途をたどっている。さらに、政府広報室が実施する世論調査は、その中立性・不偏性を確保する観点から、調査対象者に内閣府の調査であることを原則として示すことなく実施しており、回収率を高いレベルで維持することが困難な状況となっている。このような状況の中で、平成17年8月には、調査委託機関において、本来の調査対象者以外の者が回答した等の不適切な調査処理が判明した(この不適切な処理への対応については、後述7)を参照)。

平成17年度に実施した世論調査のうち、平成18年3月までに公表したものの回収率は、資料2のとおりである。調査委託機関による不適切な調査処理が判明した2つの調査を除くと、単純平均は62.3%となり、従前と比べ大きく低下する結果となった。

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
世論調査の回収率(単純平均)	70.5%	69.3%	62.3%

注)平成17年度は、平成18年3月までに公表した調査のうち、調査委託機関による不適切な調査処理が判明した2つの調査を除いた単純平均である。

(出所)内閣府にて集計

3) 世論調査ホームページのアクセス件数

世論調査の結果は、報告書にまとめ、各府省に配布し、政策の企画立案等に利活用されるとともに、一般にも広く利用できるようホームページに調査結果を掲載している。また、平成 17 年度の調査からは、一層の広い利活用に供するため、詳細な集計表のデータもホームページに掲載している。

平成 17 年度中のホームページアクセス件数は、1 年で約 26 万件となっており、過去と比較しても広く調査結果が活用されている。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホームページのアクセス件数	176,332 件	242,191 件	264,322 件

注) 世論調査のトップページ (<http://www8.cao.go.jp/survey/index.html>) へのアクセス件数。個別の世論調査結果のページへのアクセス件数は含んでいないため、平成 14 年度政策評価書に記載した平成 13 年及び 14 年の件数とは接続しない。

(出所) 内閣府にて集計

4) 報告書配布・貸出件数

世論調査の結果は、図書館等へ報告書を配布すると同時に、政府広報室においても、報告書の配布・貸出を行っている。平成 17 年度の配布・貸出件数は 1,190 件となっており、広く調査結果が活用されている。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
報告書の配布・貸出件数	1,011 件	1,134 件	1,190 件

(出所) 内閣府にて集計

5) 調査結果の引用件数

世論調査の結果は、諸団体の機関誌や個人の研究などにおいても広く引用されており、平成 17 年度の調査結果の引用件数(政府広報室に連絡をいただいたもの)は、163 件となっている。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
世論調査の引用件数	87 件	121 件	163 件

注) 平成 16 年度以降は、特別世論調査の引用件数も含む。

(出所) 内閣府にて集計

6) 公表結果に関する新聞等報道件数

世論調査の結果については、テレビや新聞等マスメディアの注目度も高い。政府広報室において把握した平成 17 年度の調査の報道状況は資料 3 のとおりとなっており、公表した世論調査の結果がテレビや新聞等で広く報道され、全国に世論調査の結果があまねく伝えられている。

7) 調査委託機関による不適切な調査処理の発生に対する対応

平成 17 年度に実施した世論調査のうち、2 つの調査(「地域再生に関する特別世論調査」及び

「食育に関する特別世論調査」)に関して、調査委託機関において不適切な処理が行われていたことが判明した。

当該調査については、その後、適切に回収できたと確認できたものに限って再集計を行い、結果を公表したところである。

一方、当該機関に対しては、5か月間の入札指名停止処分を講じた上で、不適切な処理の発生原因を究明の上、監査体制の強化(監査組織の創設、監査手続きの強化、調査員の行動の記録等)や調査員に対する研修・訓練の強化等の再発防止措置を求めたところである。また、世論調査を受託するすべての調査機関に対して、調査の回答者全員に対する事後はがき監査を求めること等によって、不適切な処理の発生の防止を図っている。

<公平性>

1) 国民の負担の公平性

世論調査では、調査対象となった国民に回答を求めることにより、一定の負担を強いることとなるが、調査対象者は無作為に選定していることから、世論調査を実施する上での国民の負担は公平なものとなっている。

2) 政策効果分配の公平性

世論調査の結果は、ホームページにも掲載しているほか、政府広報室における結果報告書の配布・貸出、全国の主要図書館への配布、希望する個人・団体への郵送を行っており、居住地やインターネット利用の有無に関わらず、全国の国民に広く利用していただけるように対応している。

<効率性>

1) 調査方法の効率性

「世論」を把握する調査手段としては、政府広報室が採用している個別面接聴取法のほかに、留置き法(注)、郵送法、電話調査法、インターネット調査法などの手段があり、それぞれの方法にはメリット・デメリットがある。

一般に、個別面接聴取法は他の調査手法に比べ高価であるが、以下に示すとおり、内閣府の世論調査として信頼性を確保するためにも、個別面接聴取法が最も効率のかつ適切と判断される。

留置き法、郵送法等との比較

NHKが行った実験調査「調査方式の比較研究」によると、個別面接聴取法、留置き法、面前記入法(注)、郵送回収法(注)のうち、回収の実質有効率(回収数から回答違反を除いた有効回収数の割合)は個別面接聴取法が最も高い。

また、「社会調査の基礎」(岩永雅也、大塚雄作著)においては、個別面接聴取法は、対象者がサンプルとして抽出された本人であることを確認した上で調査ができることや、回答の選択肢や参考資料などをカードで提示することによって、質問の意味を誤解なく十分に伝達できること等の点で、留置法や郵送法より優れており、調査環境や回答の精度を確保できるとされている。

電話調査との比較

電話調査は、口頭での質問に限定されてしまい、回答の選択肢の一覧や参考資料を調査対象者に提示することができないため、内閣府の世論調査で実施しているような選択肢数の多い質

問や図表などを見ていただいた上で答えていただくといった質問ができない。

インターネット調査との比較

インターネット調査は、種々の調査研究により、現段階では、国民全体を代表する結果を得ることは困難なことが知られている。例えば、労働政策研究・研修機構による研究報告書「インターネット調査は社会調査に利用できるか - 実験調査による検証結果 - 」(平成 17 年)によると、無作為抽出によって選ばれた調査対象への訪問面接調査(従来型調査)とインターネット調査では、調査結果の大半が有意に異なる結果となり、「インターネット調査は、現段階では、従来型調査の代用として何の留保もなくそのまま用いることは不適切」とされている。

(注)

- ・ 留置き法(個別記入法、配付回収法) ... 調査員が調査対象者宅に調査票を配付し、記入後に訪問回収する方法。
- ・ 面前記入法 ... 調査員が本人に調査票を渡し、面前で記入してもらい回収する方法。
- ・ 郵送回収法 ... 調査票を対象者に郵送し、回答が記入された調査票を調査員が回収する方法。

2) 業者選定方法の効率性

業者選定に当たっては、全国に拠点をもっており、過去 2 年のうちで個別面接聴取法による全国調査の実績がある調査会社による一般競争入札により、委託先を選定している。

この方法による落札価格を評価するために、応札業者以外の大手の調査会社から見積価格を収集し、比較した結果、資料 4 のとおり落札価格が最も安価となっており、入札が適正に機能し、効率的な価格で調査を実施していると判断される。

< 関係部局間の連携 >

1) 内閣府の他部局からの要望による世論調査の実施

政府広報室の世論調査は、内閣府の他部局を含む各府省等の要望に基づいて調査を行っており、調査を行う際には、調査事項の決定、その他調査実施から公表に至るまでの過程において、緊密に連携を図りながら業務を遂行した。

2) 記者レクによる世論調査の公表

政府広報室の世論調査の公表は、政策評価広報課を通じて内閣記者会に事前通告の上、記者に対して説明を行っており、広く報道されることを通じて、一層の結果の利活用を促進している。

3) 各種意識調査等の実施状況の把握

内閣府においては、政府広報室が行う世論調査のほか、各部局において意識調査等が行われているが、そのような意識調査等に関する照会が政府広報室に入る場合も多くなっている。平成 17 年度には、政府広報室において、内閣府が行う意識調査等の実施状況を網羅的に把握するようにし、各種照会の際に適切な対応をとることが可能となった。

< 政策評価の政策への反映 >

1) 回収率改善策

近年の調査環境の悪化に伴う回収率の低下に対応するため、平成 14 年度政策評価書において、

事前に調査協力を依頼するはがきの送付及び実施主体を明らかにした調査の実施について、今後の取り組み方針として掲げたところである。

事前のはがきの送付については、平成 17 年度半ばから受託者により既に自主的に実施されており、平成 18 年度においては、入札仕様書において実施を必須とする予定である。

また、実施主体を明らかにすることについては、過去の調査結果との比較可能性に留意する観点から、有識者からの意見聴取も踏まえて、導入に向けた検討を進めているところである。

2) 調査研究の実施

平成 14 年度政策評価書において、機動的に実施する世論調査や、現在の調査環境にかんがみてあらゆる調査手法を検討すること等の調査研究の実施について、今後の取り組み方針として掲げたところである。

これを受けて、通常の世界調査に数問附帯して機動的に実施する「特別世論調査」を平成 16 年度から開始し、また、既存の広聴手法の特性や今後の戦略的な広聴手法の可能性についての「戦略的な広聴に関する調査研究」を平成 16 年度に実施したところである。

また、平成 17 年度は、調査員による個別面接調査の適切な実施方策の検討のため、有識者からの意見聴取を行ったところである。

3) データベースの整備

平成 14 年度政策評価書において、全国の世界調査のデータベースを整備することについて、今後の対応方針に掲げたところである。

その後、政府広報室においては、紙媒体でのみ保存されている過去の内閣府の世界調査の結果の電子化を進めており、現在、昭和 39 年度分まで作業が完了しホームページに掲載したところである。今後、過去の世論調査結果の電子化を進め、キーワードで検索が可能なデータベースの構築に向けて、作業を進める予定としており、全国の世界調査のデータベース化についても、併せて検討したい。

4) 報告書等の工夫

平成 14 年度政策評価において、有識者から個別の調査における調査内容、報告書の内容等に関して提案を受けている。

個々の調査の調査内容については、調査の企画段階でその都度検討を加え、必要な修正を行っているところである。また、報告書については、従前と同様の内容としているが、調査結果を一般販売用にコンパクトにまとめた「月刊世論調査」において、調査のサマリーや、特徴的な結果を解説する記事の掲載を平成 16 年から開始したところである。

(2) 国政モニター制度の運営

< 関連する達成目標 >

達成目標 2 「国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取することで、政府施策の企画立案等に資する。」

< 関連する測定指標 >

- ・ 国政モニター（随時報告）の報告件数及び関係府省庁への配布件数
- ・ 国政モニター（課題報告）の報告件数（＝関係府省庁への配布件数）

< 関連する参考指標 >

- ・ 国政モニターホームページのアクセス件数
- ・ 各府省の課題報告結果の利活用の状況

事業(政策手段)の内容

国政モニター制度は、政府の重要施策等に関して、広く一般国民から意見、要望などを聴取し、国の行政施策の企画、立案及び実施のための参考とすることを目的として設けられている制度で、全国の応募者の中から適当と認められる者を都道府県別、職種別、性別、年齢等を考慮の上、550人選出している。

国政モニターに対しては、次のことを依頼している。

- ・ 国の行政施策について、モニター自身が気付いた意見、要望等の報告「随時報告」
- ・ あらかじめ設定する国の行政課題について、モニターの意見、要望等の報告「課題報告」
- ・ 政府広報室(必要に応じて関係府省庁及び都道府県を含む。)の職員や有識者と意見交換などを行うために、各地において開催する「国政モニター会議」への出席

国政モニターからの随時報告、課題報告、国政モニター会議における意見等は、政府広報室において整理した上、関係府省庁へ送付し、当該府省庁における施策の企画、立案及び実施の参考に供するとともに、政府広報室では、内閣府・内閣官房関係者に説明を行うなど、行政への反映を図ることとしている。また、必要に応じて関係府省庁から回答を求めることとしている。

このような国政モニターからの報告や関係府省庁からの回答は、別途整理して、「国政モニター月報」にとりまとめ、各府省庁、都道府県等へ配布し、行政施策の参考に供している。

事業(政策手段)の評価(有効性及び効率性等)

< 必要性及び優先性 >

1) 国政モニター制度の必要性

世論調査ではあらかじめテーマと実施時期を決めて調査を行うが、このような方法に加えて、国民から広く自由に政府の施策全般にわたる意見や要望を聴取することにより、国民のための政策の実現が可能となる。国政モニター制度はこのような必要性に対応するものである。

2) 内閣府(政府広報室)が実施する必要性

国政モニター制度以外にも、各府省庁が独自に実施しているモニター制度があるが、国政モニター制度を内閣府が実施することにより、中立的な立場からの聴取や各府省庁にわたる事案に関する意見の聴取が可能となり、効率的かつ効果的な広聴が実施できる。

3) 国政モニター会議の開催

書面等では言い尽くせない意見や要望等を国民から直接聞き取ることは重要であり、このような国政モニターと政府職員等との直接対話の場として国政モニター会議を設けている。

< 有効性 >

1) 国政モニター随時報告及び課題報告の効果について

(a) 随時報告

「随時報告」は生活の実体験に基づく意見・要望であり、国民自らの言葉を文章で記述することにより行われるため、他のアンケート形式の調査に比べて、国民の意見などが具体的かつ明確に表れ、国民のニーズを的確に把握することが容易である。

また、後述のように、国政モニターの選出に当たっては 400 字程度の国の行政施策に対する意見・要望の提出を応募要件として盛り込み審査しているため、提出される意見・要望も質の高いものとなっている。

さらに少数意見を活用することも可能であり、効率的かつ効果的な制度である。

当該報告は、下記指標から分かるように、近年増加傾向にあり、平成 17 年度は国政モニターから 2,815 件の報告があり、一人当たりでは年間平均 5.1 件の報告があった。

国政モニター（随時報告）の報告件数及び関係府省庁への配布件数

指標の性質		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
参考指標	報告件数 (1人平均)	1,901件 (3.5件)	2,086件 (3.8件)	1,899件 (3.5件)	2,029件 (3.7件)	2,815件 (5.1件)
	配布件数	4,270件	4,533件		4,400件	5,497件

(出所) 内閣府にて集計

(b) 課題報告

「課題報告」は原則として各府省庁の要望に基づき実施するため、行政が必要な時期に特定のテーマの報告を得ることが可能であり、行政施策の企画、立案を実施する際の参考資料、評価資料として、効率的かつ効果的な利活用がなされている。

平成 17 年度は各府省庁から 5 課題の要望実績がある。すなわち、「裁判員制度について」(法務省)「会計検査院について」(会計検査院)「地域の人々のつながりの形成促進について」(内閣府)「防衛計画大綱、中期防衛力整備計画について」(防衛庁)「裁判員制度について(2)」(法務省)の 5 課題を実施して、2,080 件の報告件数(一課題平均 416 件)があった。(下記指標「国政モニター(課題報告)の報告件数(=関係府省庁への配布件数)」指標参照)

なお、随意報告と同様、課題報告においても高い回収率を見込むことが出来た(平成 17 年度実績:75.6%)。

国政モニター（課題報告）の報告件数（＝関係府省庁への配布件数）

指標の性質		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
参考指標	総件数 (1課題平均)	2,565件 (321件)	1,404件 (351件)	1,902件 (317件)	679件 (340件)	2,080件 (416件)

(出所) 内閣府にて集計

(c) その他の効果

アンケート調査や世論調査、またはタウンミーティング等と異なり、国政モニターは一年間固定されるため、例えば、年度の初めと終わりに課題報告を実施するとともに、その間に国政モニター会議等を挟むことにより、同一人の意識変化等を追うことが可能となる(平成 17 年度課題報告「裁判員制度について」はその例)。

また、平成 17 年度には、国政モニターに「国政モニター月報」、「時の動き」、「c a b i ネット」、「官報資料版」などを参考資料として毎月送付し、行政施策に対する広報・啓発を行い、行政に理解と関心を深めていただき、より国政に参考となる意見を提出してもらえよう配慮した。

2) 国政モニターの募集方法・選定方法及び募集結果

国政モニターの募集は公募により行われている。公募方法は新聞記事下掲載（全国 76 紙に掲載）、ホームページ掲載等により、全国の国民に認知される最も適切な手段をとっている。また、応募手段はホームページ上でのメールによる応募と郵送による応募を併用しており、国民の多くが使用可能な手段を用いている。このようなことから、平成 17 年度には約 7,302 人の応募があり、国民だれもが応募できるものであることを示している。（資料 5 「国政モニターの応募状況」）

また、国政モニターの応募資格は国の行政に関心を持ち、国政モニターとしての熱意と識見を有する者とし、平成 12 年度国勢調査の都道府県別人口（20 歳以上）、職業分類別人口（20 歳以上、除く公務員）を基礎として、都道府県別、職種（従業上の地位）別に人数配分を行い、性別、年齢を考慮の上、選定している。これにより、一部の層に偏ることのない意見の聴取が可能となっている。

さらに、これまで 1 年間の間に 1 回も意見・要望等の提出のない国政モニターも存在したことを踏まえ、国政モニター制度が有効に活用されるように、平成 17 年度の国政モニター募集より、応募要件として「国の行政施策に対する意見・要望」（400 字程度）の提出を盛り込んだ。これにより前年度と比較して応募者総数は減少したものの、前述の指標（「国政モニター（随時報告）の報告件数（＝関係府省庁への配布件数）」、「国政モニター（課題報告）の報告件数（＝関係府省庁への配布件数）」の指標参照）に見られるとおり、国政モニターの一人当たり随時報告提出数と課題報告提出数が大幅に増加するなど、選定された国政モニターの質は大幅に向上した。

なお、一般に、インターネット調査の利用などが増加しているものの、内閣府「知的財産に関する特別世論調査」によれば、「インターネットを全く利用していない」人は 63.7% に上っており、特に、年齢別では高齢者、職業別では自営業主（農業含む）、家族従業者、雇用者のうち労務職、主婦、無職（高齢者が中心）では、全く利用していない人が多い。こうした中、国政モニターは、インターネットの利用を前提とせずに出選されているため、国民の多数を占めるインターネット非利用層も含め偏りの少ない意見等が寄せられうるものとなっている。

3) 関係府省庁の利活用の状況

内閣府から各府省庁に国政モニターの随時報告を配布する際に、月毎の事項別報告件数、報告内容の概要の資料を毎月配布するなど、各府省庁における行政施策への反映を促している。

各府省庁の利活用状況について、随時報告については、各府省庁は国政モニター報告を受理した後、広聴担当の部局や施策担当部局内で情報を共有するなどして周知徹底を図るとともに、ホームページなどに寄せられた意見と合わせて、幅広く企画立案の際の参考資料として活用している。

課題報告については、各府省庁からの要望により実施していることから、具体的に利活用の機会、時期があらかじめ決まっている場合が多く、その調査結果は、計画の策定や審議会の場で活用されている。（詳細は資料 6 「国政モニター課題報告の活用状況」）

(ア) 裁判員制度について

裁判員制度関係府省庁連絡会議において「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の策定を行う際の基礎資料として活用した。

(イ) 会計検査院について

寄せられた意見等を踏まえ 17 年中に、本院の業務内容や検査成果等を簡潔にわかりやすく説明したリーフレットを新規に発行し、広報の充実を図った。また、今後 広報誌の製作や 会計検査院ホームページのリニューアルなどに当たって参考として活用する予定。

(ウ) 地域の人々のつながりの形成促進について

地域再生本部において「地域の知の拠点再生プログラム」を決定する際の参考として活用した。また、地域再生の支援措置である「地域の再生に資する N P 等の活動支援」の平成 18 年度の継続実施の支援材料となった。

(イ) 防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画について

防衛庁で実施している防衛モニターに対するアンケート調査の平成 16 年度の結果と比較し、国政モニターと防衛モニターの意見の差異について把握して、今後の国政モニター及び防衛モニター活用の参考とした。

4) 国政モニター会議の開催実績

平成 17 年度の国政モニター会議では、「裁判員制度」をテーマとして取上げ、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪及び福岡の 6 大都市において、北海道、宮城県・岩手県及び山形県、東京都、愛知県・岐阜県及び三重県、大阪府及び和歌山県、福岡県・佐賀県及び大分県在住の国政モニターを対象に開催した。「裁判員制度」は、平成 16 年 5 月に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく制度であり、国民の主体的な司法参加の意識を必要とする制度である。

しかしながら、平成 16 年度に内閣府が実施した「裁判員制度に関する世論調査」の結果によれば、国民の約 7 割が刑事裁判に参加したくないという状況にあることが浮き彫りになったため、開催場所によってそれぞれ異なるテーマを取り扱っていた従来型の開催方法をとらず、「裁判員制度」にテーマを絞って国政モニター会議を開催し、国政モニターの同制度への参加意識の醸成を図るとともに、広く一般国民への啓発広報を図るための方策の一助とした。

会議の前半は裁判員制度を所管する法務省より制度についての説明を行うとともに、同制度の広報啓発用ビデオの上映を行い、後半は同制度について国政モニターから意見・要望等を聴取した。テーマについては所管省庁よりパンフレットなど資料の提供を受けるとともに、所管省庁職員の会議出席の協力を得ることができた。また、同テーマについては年度前半に課題報告を実施していることから、国政モニターと所管省庁職員の間で意見交換が活発に行われ、より質の高い意見を聴取することが可能となった。これらの意見に関する議事要旨は国政モニター月報、内閣府ホームページに掲載することにより広く公表するとともに、今後の裁判員制度の広報啓発活動の参考として活用される見込みである。

5) 国政モニターホームページのアクセス件数

国政モニターからの報告等は「国政モニター月報」にまとめられ、各府省庁、都道府県、政令指定都市に配布され、行政施策の企画立案等の際に参考として利活用されるとともに、内閣府ホームページに概要を掲載し、国民にも広く利用できるよう配慮している。このように、国政モニターの意見とそれに対する各府省庁の回答等を、広く国民にフィードバックすることにより、なお一層国民の国政への関心、参加意欲の向上につながっていくものと考えられる。

平成 17 年度中のホームページアクセス件数は、1 年で 4 万 5 千件のアクセスがあり、過去と比較すると平成 17 年度は平成 15 年度の水準に戻っている。

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
ホームページのアクセス件数	46,399 件	58,605 件	45,000 件

注) 国政モニターのトップページ (<http://www8.cao.go.jp/monitor/index.html>) へのアクセス件数。トップページ以下のディレクトリやファイルへのアクセス件数は含んでいないため、平成 14 年度政策評価書に記載した平成 14 年の件数とは接続しない。

(出所) 内閣府にて集計

< 関係部局間の連携 >

タウンミーティング開催都道府県在住の国政モニターに対し、タウンミーティング開催案内を送付して参加希望者の有無を確認し、参加希望者がいた場合には、当室からタウンミーティング担当室へ連絡して、参加証を送付してもらっている。

なお、タウンミーティングに参加した国政モニターは、出席閣僚等に直接に接し、また会場でのタウンミーティング参加者からの政策に対する意見・発言を聞くことにより地域住民の国政に対する問題意識を把握し、随時報告へよりの確かつ積極的な意見を寄せてきている。

< 政策評価の政策への反映 >

平成 14 年度政策評価書において、国政モニター下記 5 項目についての取組方針を示している。それぞれへの取組状況は以下のとおりである。

1) 国政モニターへの政府の施策に対する広報啓発について

「政府広報刊行物の配布や政府広報オンラインの情報提供と合わせて、政府の施策について各府省から資料提供を受けるなど、更に情報提供を充実させることにより、国政モニターへの啓発を行い、資質の向上と活性化を図る」との取組方針を示した。これを受けて課題報告を実施する際には、実施府省庁より課題報告のテーマに関する資料の提供を受け、同資料を課題報告と一緒に国政モニターへ送付している。

また、タウンミーティング開催都道府県在住の国政モニターに対し、タウンミーティングの開催案内を送付して参加希望者の有無を確認し、参加希望者がいた場合には、当室からタウンミーティング担当室へ連絡して、参加証を送付している。

2) 国政モニター会議の開催について

国政モニター会議については、出席率向上のために「年度の前半の方が後半開催と比べて出席率が高いため、9月までに全て実施し、出席率向上のため日曜日開催の回数を 15 年度は 2 回から 4 回とする」との取組方針を示した。そのため平成 15 年度及び 16 年度の国政モニター会議は、全て 9 月までに実施され、日曜日開催の回数も 2 回から 4 回に増やして実施された。

平成 17 年度の国政モニター会議では、「裁判員制度」という一つのテーマを重点的に取り上げ、国政モニターの同制度への参加意識の醸成を図った。また国政モニターに実際に司法に関与している職場の雰囲気を実感してもらう目的で、地方検察庁及び高等検察庁(土日閉庁)を会議の会場として利用するなど、従来の国政モニター会議とテーマの設定等について異なる部分が多く、会議の開催時期や日曜日開催の実施について、平成 14 年度政策評価書で示した取組方針とは異なる部分が生じた。

3) 国政モニターインターネットによる応募について

国政モニター募集については、「国民の利便性を考慮し、幅の広い各層からのモニター候補者を得るため、平成 15 年度のモニター募集からインターネットで直接応募できるようにする」との取組方針を示した。これを受けて、平成 16 年度の国政モニター募集からは、内閣府ホームページを通じたインターネットによる応募が可能となった。なお、平成 18 年度募集において、初めてインターネット上からの応募（電子メール）が郵送による応募の数を超えることとなった。

4) インターネットモニター導入について

世論調査及び国政モニターの必要性・有効性等についての評価を行うために開催した、世論の調査評価委員会の各評価委員から指摘を踏まえ、「インターネットモニターについての実施に向けての調査研究を行い、国民のニーズにあった国政モニター制度の充実強化の検討を 15 年度に行う」との取組方針を示した。これを受けて平成 15 年度は「インターネットモニター」について担当者間で検討を行い、平成 16 年度に今後の政府広聴の戦略的な方向性について「戦略的な広聴のあり方に関する調査研究報告書」を取りまとめ、同報告書において、国政モニターのインターネット版の構築について検討した。一方、平成 16 年 7 月に実施された「知的財産に関する特別世論調査」によって、「インターネットを全く利用していない」人は 63.7%に上ること、特に、年齢別では高齢者、職業別では自営業主（農業含む）、家族従業者、雇用者のうち労務職、主婦、無職（高齢者が中心）において利用者が非常に少ないことが明らかになった。このため、「インターネットモニター」に全面的に移行することは、現段階では時期尚早であり、引き続き、インターネットの有効な利用手法について検討して行きたい。

5) 国政モニターの任期について

国政モニターの任期について、世論の調査評価委員会の評価委員より任期延長の提案があり、「国政モニターの任期延長などについては、インターネットモニターの実施と合わせて検討を 15 年度に行う」との取組方針が示された。これを受けて担当者間で国政モニターの任期について検討を行ったが、明確な結論を得ることができなかった。国政モニターの任期延長についての検討は、上述のインターネットモニターの利用の検討と合わせて、引き続き検討が必要な課題である。

9 政策全体の評価及び目標達成状況

（達成目標について、目標以上の成果を達成できた、達成できた、達成に向けて進展があった、達成に向けて一部進展があった、達成に向けての進展はなかった、わからない、の 6 つから評価した。）

達成目標 1	達成に向けて進展があった
達成目標 2	達成に向けて進展があった
政策全体	達成に向けて進展があった

<上記の判断理由等政策全体の評価>

達成目標1については、各府省等からの世論調査の要望実績や利活用状況、報告書の配布・貸出件数、ホームページのアクセス件数等からみて、調査結果が広く有効活用されているものと判断されるが、回収率の急激な低下及び調査委託機関による不適切な調査処理の発生を踏まえると、世論調査の信頼性の低下は否定できない状況にあることから、上記の評価とした。

達成目標2については、国政モニターからの随時報告の報告件数及び課題報告の報告件数が大幅に増加したこと、また各府省庁の課題報告の活用状況からみて、一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取し、政府施策の企画立案等に資することができた判断されるが、ホームページへのアクセス件数が減少したことを踏まえると、国政モニターの意見とそれに対する各府省庁の回答等を国民に十分にフィードバックすることができたといえないことから、上記の評価とした。

以上の達成目標1及び2の評価により、政策全体としては、「達成目標に向けて進展があった」と評価する。

10 有識者の意見等

(1) 世論調査について

調査環境の悪化を背景とした回収率の低下や、調査委託機関による不適切な処理の発生を受け、池田謙一 東京大学大学院人文社会系研究科教授 及び 吉野諒三 統計数理研究所データ科学研究系教授 の両名から、調査環境悪化対策について意見を聴取した(平成17年12月26日政府広報室内において、面談により意見聴取)。

両氏からは、政府広報室の行う世論調査に関して、おおむね評価いただいた上で、いくつかの改善策をご提案いただいたところであり、内閣府としては、可能なものから取り組んでいくこととしたい。

(主な意見)

- ・ 調査環境の悪化を背景として、電話やインターネットなどによる意識調査が多用されている中で、内閣府では的確な訪問面接調査が続けられており、これからもこのような「科学的な世論調査」を守ってほしい。
- ・ 内閣府の名称を提示することについては、アカウントビリティが求められるという社会の流れとしても、回収率向上のためにも、前向きに検討すべき。
- ・ 内閣府の名称を提示する際には、提示したものと提示しないものとを比較する試験調査を実施すべき。
- ・ 一部の質問を面接で聞いて、残りを留め置きで調査するという方法も考えられるが、研究が必要。
- ・ インターネット調査は、世論調査として用いるには注意深く方法論を検討する必要がある。
- ・ 調査員の行動を逐一記録させる「訪問票」を用意すると、調査員の意識が向上し、不適切な処理を抑止する効果がある。
- ・ 個票の公開は世界的な流れである。是非前向きに検討してほしい。

(2) 国政モニター制度について

政府広報室が実施する政府広報業務に関し、有識者の意見を聴取するために開催された平成17年度政府広報評価委員会(平成18年4月17日(月))(委員:亀井昭宏(早稲田大学商学部教授))

長岡光弘（グラフィックデザイナー）、嶋田親一（放送批評懇談会専務理事）、土橋幸男（PRコンサルタント）、田中里沙（月間宣伝会議編集長）において、国政モニター制度についての意見聴取も行った。

「国政モニター制度」については、制度概要・事業内容等の説明を行うとともに、平成17年度における実施状況等の報告を行ったが、昨年4月の同委員会における指摘事項に関する説明及び見直しを行っていたため、各委員からは国政モニター制度の見直し等に関する新たな意見は特になかった。

1.1 課題と今後の取組方針

(1) 世論調査の調査環境悪化対策

近年の調査環境の悪化への対応は、世論調査の最大の課題となっている。既述のとおり、事前のはがきの送付や実施主体（内閣府の名称）を明らかにするといった対策のほか、世論調査の重要性の周知、調査項目の工夫、調査方法の検討、その他あらゆる回収率の改善策について、さらに、有識者の知見も拝借して、今後とも継続的に不断の検討・見直しを進めていくこととする。

(2) 世論調査の個票（マイクロデータ）の提供

「10 有識者の意見等」にも掲げたとおり、個票の提供について有識者から意見をいただいております。平成14年度の政策評価の際も、同様の指摘をいただいているところである。

内閣府の世論調査については、個人情報保護法制の規定により、本人に対する利用目的の明示や個人情報の適正な取得が義務づけられており、従来から、個々の回答は数字・グラフに加工して処理することや個票は提供しないことを調査対象者に説明した上で、調査協力をいただいているところである。しかしながら、我が国においては、個人情報保護意識は最近急激な高まりを見せており、上記のような説明をしたとしても調査協力を得るためには非常な困難を伴っており、回収率は急激に低下している。また、調査協力をいただいた方からも、個人情報の漏れに対する不安の声が寄せられている。さらに、世論調査は、統計法制上回答義務が課されている指定統計調査と異なり、回答義務はない。こうしたことから、個票やマイクロデータ（個票データから個体識別性を除去したデータ）の提供について説明し、個人情報に関する不安を解消し、本人の了解をいただいた上であっても、調査協力をいただくことは極めて困難な状況となっている。

一方、データの目的外利用について統計法制上規定されている一般の統計調査については、総務省において平成16年11月に「統計法制度に関する研究会」が設けられ、統計データの二次利用の促進等の観点から統計法制上講ずべき措置について検討が行われているところである。しかしながら、現在のところ、個体識別性を除去したマイクロデータでさえも、その提供は原則として禁止されており、その有効活用に関してはまだ制度化には至っていない。

以上のことから、個票やマイクロデータを提供することは、現時点では非常に困難と言わざるを得ず、関係諸制度の動向等を踏まえつつ対応するものとした。

(3) 国政モニター随時報告

国政モニター随時報告については、引き続き提出された意見・要望の分析を提示し、行政施策の企画・立案及び実施に有効に役立てられるよう図る。

(4) 国政モニター課題報告

国政モニター課題報告については、モニターの特性の一層の分析・把握を通じ、結果がより有効に利用可能となるよう図る。また、他の意識調査で得られた結果数値を、課題報告の詳細かつ具体的な文章による意見で補完するなど、世論調査等との有機的・効果的な連携を図る。

(5) 国政モニター会議

国政モニター会議については、課題報告との一体的な運営の実現など、国政モニター制度全体の中でのより一層有機的な運用を図る(例：平成17年度課題報告「裁判員制度について」)。

(6) インターネットモニター制度の活用

国政モニター制度をインターネットモニター制度に全面的に移行することについては、インターネット非利用者が6割程度を占める現時点では困難であるものの、今後その利用率がますます増えると見込まれること、また、インターネット利用により効率的かつ迅速な広聴が可能となると考えられることから、その有効な利用手法について検討を進め、可能なものから取り組んでいくこととする。

12 参考文献及びデータ等

(1) 世論調査、国政モニターの各府省等における利活用の状況

(2) 各府省等からの世論調査の要望実績

(3) 世論調査の回収率

(4) 国政モニター(随時報告)の報告件数及び関係府省への配布件数

(5) 国政モニター(課題報告)の報告件数

(6) 世論調査結果の報道件数

(7) 報告書の配布・貸出件数

(8) 世論調査の引用件数

(9) ホームページのアクセス件数

(10) 国内調査会社による世論調査業務の見積額

(11) 「社会調査ハンドブック」(飽戸弘著、日本経済新聞社)

(12) 「社会調査の基礎」(岩永雅也、大塚雄作著、放送大学教育振興会)

(13) 「インターネット調査は社会調査に利用できるか - 実験調査による検証結果 - 」(労働政策研究報告書 No.17 2005、労働政策研究・研修機構)

(14) 「調査方式の比較研究 - 個人面接法などの4方式の実験調査 - 」(NHK放送世論調査所、昭和51(1976)年調査)

(15) 「統計法制度に関する研究会 報告書(中間取りまとめ)」(統計法制度に関する研究会、平成17年12月)

(16) 「知的財産に関する特別世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室、平成16年7月調査)

平成17年度に各府省等の希望により実施した
世論調査及び特別世論調査の利活用実績・予定

1 世論調査

(1) 小売店舗等に関する世論調査

- ・ 産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会経営支援分科会商業部会合同会議における、まちづくり三法(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)の見直しの検討の基礎資料として活用。平成17年12月に中間報告が取りまとめられ、その結果等も踏まえ、中心市街地活性化法、都市計画法の改正法案を第164回通常国会に提出。
- ・ 同合同会議の中間報告本文及びその参考資料集において引用。

(2) 生涯学習に関する世論調査

- ・ 中央教育審議会生涯学習分科会における国民の学習活動の促進に関する議論の基礎資料として活用。
- ・ 生涯学習に関連する法制度、行政手法、予算措置等の見直しのための基礎資料にするとともに、都道府県や市町村、関係NPO団体等の今後の取り組みに活用予定。

(3) 水害・土砂災害等に関する世論調査

- ・ 平成16年度、17年度と連続して発生した豪雨災害を踏まえ、今後の治水対策を検討するために設置した「大規模降雨災害対策検討会」において、基礎資料として活用。

(4) 地球温暖化対策に関する世論調査

- ・ 環境省が地球温暖化問題等に関して国民、NGO等に説明を行う際の基礎資料。
- ・ 「京都メカニズム」に関してウェブ上で情報提供事業を行う際の参考資料。
- ・ 「COOL BIZ」の成果についてのアンケートを作成する上での参考資料。
- ・ 夏の「COOL BIZ」に続く、秋冬の「WARM BIZ」の政策を立案する上での参考資料。
- ・ 「環境税の具体案」の検討のための基礎資料。

(5) NPO(民間非営利組織)に関する世論調査

- ・ 国民生活審議会総合企画部会における特定非営利活動法人制度の審議に資するため、同部会での資料に当該調査の結果を活用。
- ・ 平成18年度税制改正要望に係る検討の基礎資料として当該調査の結果を活用。
- ・ 市民活動の促進へ向けた環境整備等の施策を検討する際の参考資料として活用予定。

(6) 環境問題に関する世論調査

- ・ 第二次環境基本計画(平成12年12月22日閣議決定)の見直しの検討の際の基礎資料。
- ・ 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において資料として配付。容器包装リサイクル制度見直しに関する審議に活用。

- ・ 同審議会循環型社会計画部会において活用。「循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果報告書」のとりまとめのために世論調査の結果を活用。
- ・ 今後の自動車環境問題対策の施策について、中央環境審議会大気環境部会自動車排出ガス総合対策小委員会等において検討をしていくための基礎資料として活用。平成18年度も更なる活用を予定。

(7) 外交に関する世論調査

- ・ 全国各地で行われている各種講演会等の参考資料として活用。
- ・ 海外広報のための基礎資料として活用。
- ・ タウンミーティングにおける参考資料として活用を予定。
- ・ 月刊ODA新聞「国際協力プラザ誌」(毎月1回発行、3万部発行)の3月号に結果を紹介。
- ・ 日本のPKO政策に関心を有する関係者(議員、有識者、関係省庁、在京大使館、在外公館等)に配布している「国連平和維持活動関連資料」に掲載。
- ・ 在京各国大使館や在外公館において外交に関する日本国民の意識を対外的に説明するための基礎資料として活用。

(8) 都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査

- ・ 内閣官房副長官及び関係7省の副大臣から構成される「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」第12回会合(2月16日)における参考資料として活用。
- ・ 今後、同プロジェクトチームにおける強化策の検討に活用される予定。
- ・ 農林水産省広報誌(AFF3月号)の巻頭特集(養老孟司氏と宮腰農水副大臣の対談)で結果を紹介。

(9) エネルギーに関する世論調査

- ・ 「エネルギー基本計画」(平成15年10月)の改定のための参考資料として活用予定。
- ・ エネルギーに関する広聴・広報活動のための基礎資料として活用予定。
- ・ 第5回「原子力広報のあり方に関する研究会」(平成18年3月14日)における参考資料として活用。

(10) 薬物乱用対策に関する世論調査

- ・ 今後の薬物事犯取締りや薬物乱用に関する広報啓発等諸施策実施上の基礎資料として活用予定。

2 特別世論調査

(1) 科学技術に関する特別世論調査

- ・ 総合科学技術会議は平成17年12月27日に答申「科学技術に関する基本政策について」をとりまとめたが、当該調査結果は、総合科学技術会議及び同基本政策専門調査会での同答申案に係る議論の際に資料として活用。
- ・ 特に、基本政策のとりまとめの方向性を示すため、同答申案に係る議論の中間取りまと

めとして基本政策専門調査会が報告した「科学技術基本政策策定の基本方針」(平成17年6月15日)においては、当該調査結果を掲載。

(2) 地域再生に関する特別世論調査

- ・ 「まちづくりメッセ 2005」(11月8日～11日までの4日間、「まちづくりはビジネスだ!」をキーワードに東京ビッグサイトにて開催。ブースには、国土交通省・内閣府・環境省・農林水産省がテーマ展示をしたほか、まちづくり市場でビジネス化を進める企業31社が出席した。4日間で全国から約10万人が来場。)にて、当該特別世論調査の結果を掲載したパネルをブースに掲示。
- ・ 地方自治体が今後の地域再生施策を推進する際の基礎資料として活用するよう、調査結果を各都道府県にメールリストを活用し送付。
- ・ 今後の地域再生制度の広報や普及活動の在り方を検討する際の基礎資料として活用予定。
- ・ 民間事業者や地方公共団体との対話を深めることを目的とした全国各地での説明会(キャラバン)の開催などの在り方を検討する際の基礎資料として活用予定。

(3) 食育に関する特別世論調査

- ・ 食育推進基本計画検討会での食育推進基本計画の検討に活用。

(4) 地震防災対策に関する特別世論調査(確認未了)

以下の要求・説明資料として活用。

- ・ 中央防災会議における「建築物の耐震化緊急対策方針」の決定(平成17年9月)
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正(平成17年11月)
- ・ 耐震改修促進税制の創設(平成18年度)

(5) 高齢社会対策に関する特別世論調査

- ・ 「高齢社会対策大綱」の18年度中の見直しに向けて、「今後の高齢社会対策の在り方等に関する検討会」の第1回会議(平成17年12月20日)に資料配布及び説明。
- ・ 「平成18年版高齢社会白書」(平成18年6月に閣議決定、国会提出予定)に掲載予定。

(6) 規制改革・民間開放に関する特別世論調査

- ・ 平成18年度の「規制改革・民間開放推進のための基本方針」の作成に活用する予定。
- ・ 規制改革・民間開放、公共サービスの効率化等の取組の基礎資料として活用予定。

(7) 特区制度に関する特別世論調査

- ・ 地方自治体が今後の特区施策を推進する際の基礎資料として活用するよう、調査結果を各都道府県にメールリストを活用し送付。
- ・ 今後の特区制度の広報や普及活動の在り方を検討する際の基礎資料として活用予定。
- ・ 民間事業者や地方公共団体との対話を深めることを目的とした全国各地での説明会(キャラバン)の開催などの在り方を検討する際の基礎資料として活用予定。
- ・ 今後の特区制度の設計・運用改善の具体的な検討にあたって活用予定。

(8) 金融商品・サービスに関する特別世論調査

- ・ 「金融改革プログラム(平成 16 年 12 月)」及び「工程表(平成 17 年 3 月)」を踏まえ、平成 18 年 3 月に金融庁において実施した「利用者満足度アンケート」の作成及び集計結果の分析等に活用。
- ・ 「金融改革プログラム」を踏まえ、国民の資産運用の選択肢が増大した結果、個人の金融資産が多様化しているかをモニターするために活用。
- ・ 多様な金融商品やサービスを国民が身近に利用できる金融システムの構築に向けて、今後金融庁として対応が必要な分野を把握するための材料として活用。

(資料2)

平成17年度に実施した世論調査(特別世論調査)の回収率
(平成18年3月までに公表したもの)

世論調査	特別世論調査	標本数	回収率 (%)
小売店舗等に関する世論調査	科学技術に関する特別世論調査	3,000	70.2
生涯学習に関する世論調査	-	5,000	69.8
水害・土砂災害に関する世論調査	地域再生に関する特別世論調査	3,000	* 51.7
国民生活に関する世論調査	-	10,000	69.2
地球温暖化対策に関する世論調査	食育に関する特別世論調査	3,000	* 54.2
NPO(民間非営利組織)に関する世論調査	地震防災対策に関する特別世論調査	3,000	62.1
環境問題に関する世論調査	高齢社会対策に関する特別世論調査	3,000	63.2
外交に関する世論調査	規制改革・民間開放に関する特別世論調査	3,000	58.5
都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査	特区制度に関する特別世論調査	3,000	58.2
エネルギーに関する世論調査	金融商品・サービスに関する特別世論調査	3,000	57.1
薬物乱用対策に関する世論調査	-	5,000	52.5
単純平均(*除く)			62.3
単純平均(*含む)			60.6

注) * は、不適切な調査処理が判明したため、適切に収集されたと確認できたデータのみを集計したもの。

(資料3)

平成17年度に実施した世論調査及び特別世論調査の報道状況
(平成18年3月までに公表した調査)

世論調査及び 特別世論調査	朝日 新聞	読売 新聞	毎日 新聞	日経 新聞	産経 新聞	東京 新聞	時事 通信	共同 通信	NHK
小売店舗等に関する世 論調査									
生涯学習に関する世論 調査									
水害・土砂災害に関す る世論調査									
国民生活に関する世論 調査									
地球温暖化対策に関す る世論調査									
NPO(民間非営利組 織)に関する世論調査									
環境問題に関する世論 調査									
外交に関する世論調査									
都市と農山漁村の共 生・対流に関する世論 調査									
エネルギーに関する世 論調査									
薬物乱用対策に関する 世論調査									
科学技術に関する特別 世論調査									
地域再生に関する特別 世論調査									
食育に関する特別世論 調査									
地震防災対策に関する 特別世論調査									
高齢社会対策に関する 特別世論調査									

世論調査及び 特別世論調査	朝日 新聞	読売 新聞	毎日 新聞	日経 新聞	産経 新聞	東京 新聞	時事 通信	共同 通信	NHK
規制改革・民間開放に 関する特別世論調査									
特区制度に関する特別 世論調査									
金融商品・サービスに 関する特別世論調査									

注) 公表時(公表日の翌日付け朝刊等)における調査結果の報道状況である。

(出所) 内閣府調べ

個別面接聴取法による世論調査業務の応札価格及び見積価格

業者	応札価格・見積価格
業者A(落札)	10,342,500円
業者B(応札)	10,510,500円
業者C(見積)	14,796,936円
業者D(見積)	19,246,500円
業者E(見積)	47,605,680円

注1)業者A及びBの価格は、平成18年2月実施(入札期間:平成17年12月21日~平成18年1月12日)の世論調査(3,000サンプル)の応札価格、業者C、D及びEの価格は、同時期に同一条件を提示して収集した見積価格である。

注2)業者は、(株)インテージ、(株)サーベイリサーチセンター、(社)新情報センター、(社)中央調査社、(株)日本リサーチセンター(50音順)である。

注3)価格には消費税額を含む。

国政モニター応募状況

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
応募者数	11,825人	13,340人	15,597人	17,581人	7,302人

年度は募集年度。応募者数は記載不備の者、重複者などを除いた有効応募者数。

平成17年度募集より、応募要件として「国の行政施策に対する意見・要望」(400字程度)の提出を盛り込んだため、前年度と比較して応募者総数は減少した。

平成17年度に実施した国政モニター課題報告の利活用状況・予定

(1) 裁判員制度について

国政モニターからの意見・要望の中身は次の3点に大別される。

裁判員制度に関する広報啓発活動を推進すること

司法に参加しやすくするための環境を整備すること

若い世代に対する法教育を充実させること

同意見・要望の基礎資料を参考にしつつ、裁判員制度関係省庁連絡会議において以下のとおり「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」を策定した。

裁判員制度に関する広報啓発活動の推進については、裁判員制度について具体的かつ分かりやすく説明したリーフレットやパンフレットの配布、広報用ポスターの掲示、広報用ビデオの作成・上映、裁判員制度をテーマとするタウンミーティング、国民と対話するイベント等を実施する。

司法に参加しやすくするための環境整備については、各種団体や企業等に対する裁判員制度の説明及び協力体制の依頼、労働者が裁判員になる場合の使用者の義務等の周知徹底、休暇制度の導入、一時保育・特定保育等の制度の周知や活用等に努める。

若い世代に対する法教育を充実させることについては、裁判員制度を題材とする教材及び資料の作成及び提供、法教育の授業や講座の企画・実施等に対する協力、法教育関係者の研修に対する協力、法廷傍聴や模擬裁判の実施等を行う。

現在、この行動計画に従い、政府として全力で取り組んでいるところである。

(2) 会計検査院について

会計検査院の役割・検査活動に関する状況や、これらをどのように効果的に広報していくかについて国民の意見を聴取した。

その結果、寄せられた意見、要望等については、今後の検査の企画・実施の参考資料として活用することとした。

広報活動に関する意見等については、寄せられた意見等を踏まえ17年中に、本院の業務内容や検査結果等を簡潔にわかりやすく説明したリーフレットを新規に発行し、広報の充実を図った。また、今後 広報誌の製作や 会計検査院ホームページのリニューアルなどに当たって参考として活用する予定である。

(3) 地域の人々のつながりの形成促進について

「地域の知の拠点再生プログラム」を地域再生本部で決定するに当たり、課題報告で国政モニターから得られた意見を参考とした。本プログラムは、まちづくり、産業創出・活性化、環境、医療・福祉、防災、ひとづくり等の多様な分野で、大学と連携した地域の自主的な取組を推進するものである。

また、課題報告では地域の課題を解決する主体としてNPOに期待する意見が数多く寄せ

られ、地域再生の支援措置である「地域再生に資する NPO 等の活動支援」の平成 18 年度の継続実施に向けての支援材料となった。

(4) 防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画について

課題報告で国政モニターから得られた意見について、各局特に防衛政策を担当する部署に対し、モニター月報に掲載したものよりも詳細な分析（女性層、若年層の傾向分析）及び全自由意見を配布し、各種施策等の企画・立案の参考としている。

また、課題報告の結果について、防衛庁で実施している防衛モニターに対するアンケート調査の平成 16 年度の結果と比較し、国政モニターと防衛モニターの意見の差異について把握して、今後の国政モニター及び防衛モニター活用の参考とした。

比較の結果、意見の大きな差異はなく、防衛モニターの意見が必ずしも「防衛に興味・理解のある方の防衛庁・自衛隊よりの意見」ではないことが把握できた。